

子どもの貧困  
生活費・教育費



ホットライン  
HOT LINE

お金を貸してくれる  
公的な機関は？



今の私にうけられる手当は？

このような問題に、  
弁護士が無料で相談に応じます。

奨学金制度について知りたい



お金がなくて  
子どもが学校に行けません

生活費が足りないのですが、  
生活保護は受けられますか？

平成  
22年 6月23日 水  
午前10時～午後4時



よういく なやみ  
0120-419-783

※上記は特設電話番号です。相談日以外は御利用いただけませんので、御注意ください。

※回線の混み具合により、お住まいではない都道府県に繋がることがございます。

※相談日時・電話番号などの詳細は新潟県弁護士会(☎025-222-5533)にお問い合わせください。

日本弁護士連合会 / 新潟県弁護士会